



《会計・税務の知識》 来日外国人の課税所得

近年、経済取引の国際化が進み、多くの外国人が来日し、日本に居住する外国人の数も増加しています。日本に来日した外国人（駐在員等）の課税所得の範囲について、説明します。

1. 居住形態と課税所得の範囲(所法2 三、四、五)

所得税法では、日本における居住形態を区分して規定し、その居住形態ごとに課税所得の範囲を定めています。

<納税者の区分(居住形態)>

区分		定義
居住者	永住者	非永住者以外の居住者
	非永住者	居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人
非居住者		居住者以外の個人

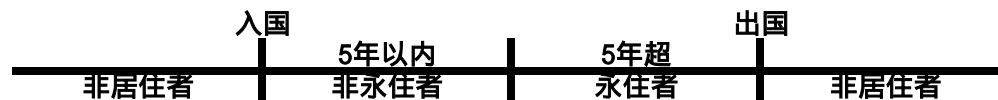
(注1)居住者とは、国内に住所を有し、又は、現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

(注2)居住形態については、推定規定(所法3、所令十四、十五)があるので留意して下さい。

2. 居住形態の判定方法

居住形態(永住者、非永住者、非居住者)の判定方法は、次の通りです。

日本への入国前は、非居住者
 入国時点より5年以内は、非永住者
 入国より5年を超えたら、永住者
 日本より永久出国したら、非居住者



(注1)ここにいる入国・出国には、一時的な海外出張や帰国は含まれません。

つまり、海外転勤したかどうかという点が判定対象になります。

(注2)居住期間の計算の起算日は、入国日の翌日となります(所基通2-4)

2. 課税所得の範囲(所法7)

区分		課税範囲			
		国内源泉所得		国外源泉所得	
		国内支払	国外支払	国内支払	国外支払
居住者	永住者	課税			
	非永住者	課税	課税	送金課税	非課税
非居住者		課税		非課税	